

DX 推進研修（マインドセット・業務フロー）業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

豊明市情報システム課

1. 趣旨

豊明市デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針及び第6次行政改革後期推進プランの「DX推進体制の構築」に基づき、DX推進について市役所全体で取り組んでいる。DXをさらに推進していくには、職員一人一人が市民サービスの向上を目指し、効率的な行政事務を遂行することが必要である。そのために、本研修では、職員ワークショップ研修等を通じて知恵や発想、意見を出し合い、試行錯誤しながら課題解決を体験するなど、各職員が主体性をもってDX推進に一丸となって取り組む意識を醸成し、さらには市民に有益な事業を実施できる組織体制を形成することを目指す。

2. 業務の概要

(1) 業務名

DX推進研修（マインドセット・業務フロー）業務

(2) 契約期間

契約日から令和6年2月29日まで

(3) 内容

別紙「DX推進研修（マインドセット・業務フロー）業務仕様書」のとおり

(4) 見積上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該委託業務の公募の日から落札者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）及び豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（豊明市長、豊明市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長の間で平成24年12月25日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者、又は再生手続開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。
- (4) 租税の滞納がないこと。

4. スケジュール

質問書 提出期限	令和5年11月16日（木）
参加申込書・企画提案書 提出期限	令和5年11月24日（金）

選定結果通知	令和 5 年 11 月 29 日（水） 予定
契約締結	令和 5 年 12 月初旬を予定

5. 質問書の受付及び回答

本件に関して質問がある場合は、以下の通り提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 11 月 16 日（木） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

【様式 1】「質問書」に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

豊明市役所 情報システム課

メールアドレス：joho@city.toyoake.lg.jp

(4) 回答方法

令和 5 年 11 月 21 日（火）までに豊明市公式ホームページ（情報システム課ページ内：<https://www.city.toyoake.lg.jp/19322.htm>）に掲載する。

6. 参加申込書・企画提案書の受付

(1) 提出期限

令和 5 年 11 月 24 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類一式を提出すること。ただし、令和 4・5 年度豊明市入札参加資格を有する事業者については下記エ～カの提出は不要とする。

ア 参加申込書【様式 2】

必要事項を記入し、代表者印等を押印すること。

イ 企画提案書【任意様式】

下記について記述し、A4 版両面刷りで 10 枚以内とすること。

・研修概要

・別紙「評価基準」に記載の項目のうち、No.1 から No.6 までの項目について

ウ 提案見積書【任意様式】

下記事項が記載されたものとする。積算の内訳を記載すること。

① 階層・目的別の委託料（年額、消費税及び地方消費税を含む）

エ 会社概要書【様式 3】

オ 登記事項証明書【写し可】

カ 誓約書【様式 4】

(3) 提出部数

- ア 参加申込書【様式2】 1部
- イ 企画提案書【任意様式】 正本1部 副本5部
- ウ 提案見積書【任意様式】 正本1部 副本5部
- エ 会社概要書【様式3】 1部
- オ 登記事項証明書【写し可】1部
- カ 誓約書【様式4】 1部

(4) 提出先

豊明市行政経営部情報システム課に持参又は郵送等により提出すること。郵送の場合提出期限内必着とする。持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出先まで持参すること。

(5) その他

申請に係る費用は、申請者が負担し提出された申請書類は返却しない。

7. 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルでは、審査委員会を設置し、審査委員会において上記「5. 参加申込書・企画提案書の受付」に提出された提案書等の資料の審査を行い、審査委員の合計得点の最も高い提案者を優先契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

また、参加者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たす場合に、当該提案者を優先契約候補者として選定する。

(2) 審査項目

別紙「評価基準」のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は個別に通知するとともに、豊明市ホームページに掲載します。

8. 担当課

豊明市 行政経営部 情報システム課 (担当者：杉野、久永)

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL：0562-92-1395 (情報システム課直通)

E-Mail：joho@city.toyoake.lg.jp